

岐阜市社会的居場所づくり事業業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルに関する
質問及び回答

※質問内容は、質問の趣旨を明確にするために修正しています。

No.	掲載場所	質問事項	回答
1	実施要領 2 委託業務の概要 (3)履行期間 仕様書 3 履行期間	「履行開始日」とは、当業務における社会的居場所の開設日を指すのか。「契約締結日」と「履行開始日」は同日という認識でよいか。	履行開始日は、社会的居場所の開設日である令和8年7月1日を指します。契約開始日は、契約を締結した日を指します。そのため、契約締結日と履行開始日は異なることが想定されます。
2	仕様書 4 開設日・開設時間	「原則、履行期間を通じて曜日ごとの開設時間を固定すること」とあるが、就業体験等に出かける等の理由で開設日や時間等を固定しないことがあってもよいか。	サービスを受ける利用者が混乱しないよう、原則、曜日によって開設時間を固定することとしています。しかしながら、就業体験に参加する等、特別な事情がある場合は、事前に発注者（市）の了承を得た上で、開設時間等を変更することは可能です。ただし、就業体験等に参加しない利用者に対しては、不都合が生じないような対応が必要です。
3	仕様書 4 開設日・開設時間	「1週間当たり30時間以上開設すること」とあるが、「1週間あたり何日以上開設しなければならない」の規定は特にないと考えてよいか。	ご認識のとおりです。支援を行う上で、最適と考える開設日数等をご提案いただき、最終的には発注者（市）と協議の上、決定します。
4	仕様書 5 実施体制 (1)実施場所	「岐阜市内に実施場所を開設」とあるが、その実施場所は時に複数でも構わないか。	実施場所は複数でも構いません。ただし、その場合も1か所につき、業務従事者を常時2名以上配置する必要があります。なお、通常とは異なる場所で開設する場合は、事前に発注者（市）の了承を得ることが必要です。また、利用者が不都合を生じないよう、事前周知の配慮等が必要です。
5	仕様書 5 実施体制 (2)人員配置	社会参加体験等への参加時等、連携先等で支援を行う場合も業務従事者は2名以上配置しなくてはならないか。	必ずしも2名以上でなくても構いませんが、支援場所が複数となる場合は、各所において、支援を行うために必要な業務従事者の配置が必要です。なお、必要な支援を行うために、岐阜市生活・就労サポートセンター等と連携して対応することもご検討ください。
6	仕様書 6 委託する業務内容 (1)支援対象者	「生活困窮者で本事業の支援を受けることが妥当であると発注者が判断」や「「居場所」を利用することが妥当であると発注者が判断」とは、『支援調整会議』で了解(確認)されることが条件ということによいか。	ご認識のとおりです。